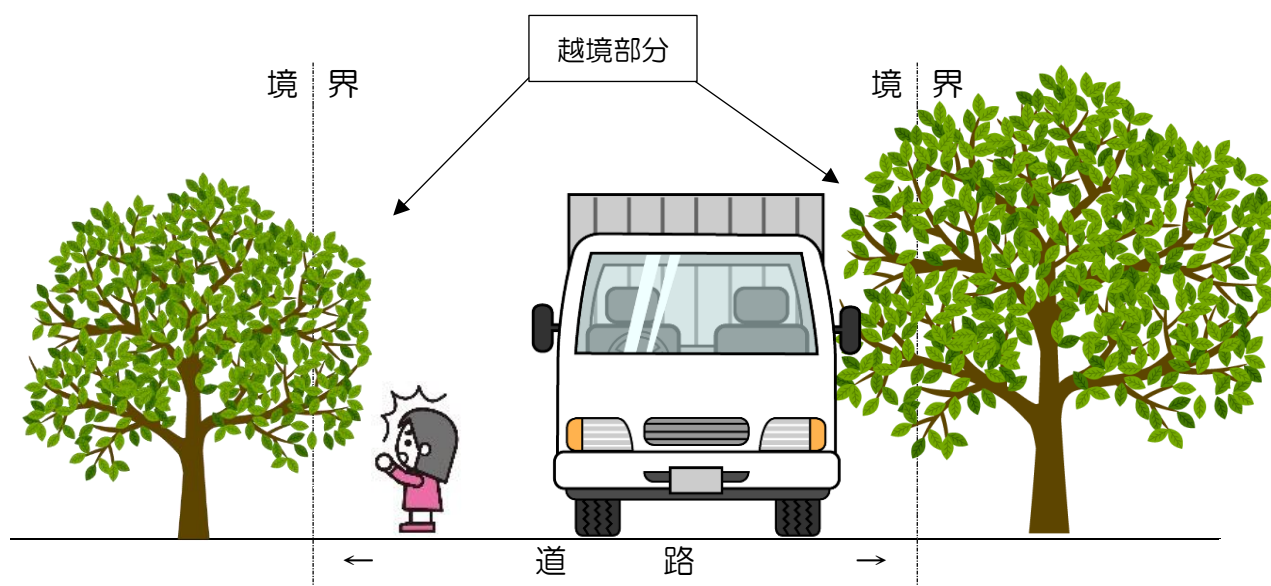


私有地の**樹木**の枝が**道路**に 張り出していないか？

～ 道路に張り出した樹木の枝払いや伐採などをお願いします ～

道路に張り出した樹木により、歩行者及び車両の通行の支障となることや、標識やカーブミラーが見えなくなる事例が発生しています。私有地から張り出している樹木などは土地所有者に所有権があるため、市で枝払いや伐採などはできません。

道路上に樹木の枝が張り出すと、歩行者や車両の妨げになりますので、**樹木の枝払いや伐採など、適正な管理**をお願いします。



これらが原因となり歩行者や車両に事故があった場合には、**樹木の所有者が賠償責任を問われることがあります。**

参考法令 民法第717条 (土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)
道路法第43条 (道路に関する禁止行為)

習志野市 道路課
(代表)047-451-1151